

# 岐阜県公報

## 目 次

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( 廃棄物対策課 )	一
岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則	( 同 )	一

## 規 則

号 外 ( 一 ) 平 成 二 十 一 年 十 月 三 十 日

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二及び第十二条の三中「第二十一条の二」を「第二十一条」に改める。  
別記第十三号様式中「産業廃棄物処理施設設置者等」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置者（第21条第1項、第2項又は第3項の規定による届出をしなければならない者をいう。）」と改める。

### 附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用用語は、条例で使用用語の例による。

(関係住民)

第三条 条例第二条第十四号の生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人

二 周知地域内において農業又は林業を営む者

三 周知地域内の水域の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。若しくは水利権者（慣行水利権者を含む。）又は当該水域において漁業を営む者若しくは漁業権者

四 町又は字の区域その他市町村内の一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）であつて周知地域内に居住する者が属する団体

五 前各号に掲げる者のほか、周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有すると認められる者  
（条例手続を要しない適正処理条例に基づく届出）

第四条 条例第五条第一項第四号の規則で定めるものは、岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第二百二十六号）第十二条第三項第二号に規定する場合に係る届出とする。

(事業計画書の提出)

第五条 条例第七条第一項の規定による事業計画書の提出は、別記様式第一号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

一 産業廃棄物処理施設等の処理能力の算出根拠を明らかにする書類

二 産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする設計計算書（平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。）

三 産業廃棄物処理施設等（最終処分場に限る。）の周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

四 産業廃棄物処理施設等（最終処分場を除く。）の処理工程図

五 産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法を明らかにする書類及び図面

六 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面

七 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所（以下「計画地」という。）付近の見取図並びに計画地及び計画地に隣接する土地の字絵図

八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

2 条例第七条第一項第十号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 産業廃棄物の最終処分場にあつては、災害防止のための計画及び埋立処分計画  
二 令第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号の二に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、焼却灰等の処分方法

三 令第七条第四号、第六号及び第十一号に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、汚泥等の処分方法

四 令第七条第十一号の二に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

五 小規模産業廃棄物処理施設にあつては、産業廃棄物の中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法

六 産業廃棄物処理施設等に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第七条第二項第一号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画等に関する事項

イ 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 産業廃棄物処理施設の設置の場所

ハ 産業廃棄物処理施設の種類

ニ 処理する産業廃棄物の種類

ホ 産業廃棄物処理施設の処理能力

ヘ 産業廃棄物処理施設の処理方式

ト 産業廃棄物処理施設の構造及び設備  
チ 公害防止対策

二 生活環境影響調査項目の選定に関する事項

イ 調査項目として選定した項目及びその理由

ロ 調査項目として選定しなかった項目及びその理由

三 生活環境影響調査の実施方法に関する事項

イ 調査対象地域

ロ 生活環境影響調査項目の現況及び予測に必要な自然的社会的条件の現況を把握

する方法（調査地点、調査時期及び調査方法）

ハ 生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を予測する方法（予測地点、

予測範囲、予測手法及び予測条件）

ニ 周辺地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する方法

（事業計画の変更の届出）

第六条 条例第九条第一項の規定による届出は、別記様式第二号により行うものとする。

2 条例第九条第三項の規則で定める場合は、次のいずれかに該当する変更を行う場合とする。

一 主要な設備の変更を伴わず、かつ、施設の処理能力が増加しない事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなる変更

二 条例第二十四条第一項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の見解、条例第二十八条第一項に規定する意見の調整又は条例第三十六条第一項に規定する環境保全協定に基づいて行われる事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなる変更

三 前二号に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させないものと知事が認めらるる変更

（事業計画の廃止の届出）

第七条 条例第十条第一項の規定による届出は、別記様式第三号により行うものとする。

2 条例第十条第二項の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載

二 計画地を所管する振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）での掲示

三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

（周知計画書の提出）

第八条 条例第十一条第一項（条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による周知計画書の提出は、別記様式第四号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

一 周知地域、広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所及び周知の場所を明らかにする図面

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

2 条例第十一条第五項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第二十条第二項の規定による生活環境影響調査を行う方法について検討を加えた結果（以下「検討結果」という。）の周知に関する事項（条例第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。）に限り、条例第二十二條において準用する条例第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の場合を除く。）

二 条例第二十四条第三項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する見解の周知に関する事項（条例第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した事業者にあつては、条例第二十二條において準用する条例第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の場合に限る。）

3 条例第十一條第二項の規則で定める地域は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める地域とする。

一 令第七条第一号、第二号、第四号、第六号、第七号、第八号の二、第九号、第十号及び第十一号に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から二百メートル以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

二 令第七条第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号、第十二号の二、第十三号及び第十三号の二に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から五百メートル以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

三 令第七条第十四号に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から五百メートル以内の地域、廃棄物運搬車両の走行によって交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道（道路境界から百メートル以内の地域）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

四 産業廃棄物の焼却を行う小規模産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から五百メートル以内の地域

五 前項の小規模産業廃棄物処理施設以外の小規模産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から百メートル以内の地域

六 産業廃棄物処理施設等のうち施設からの放流水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第八項に規定する生活排水を除く。以下同じ。）を伴うもの 前各号に定める範囲に、放流水が流入する公共用水域（同法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）における放流地点から千メートル以内の水域（当該水域において低水量時に放流水が百倍に希釈される場合はその地点までの水域）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある水域を加えた地域

（周知計画の変更の届出）

第九条 条例第十三条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五号により行うものとする。

2 条例第十三条第二項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める場合は、次のいずれかの変更を行う場合とする。

- 一 縦覧の時間の変更
- 二 説明会で配布を予定する書類及び図面の変更
- 三 検討結果の周知に係る変更であつて軽微なもの
- 四 見解の周知に係る変更であつて軽微なもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が軽微な変更と認めるもの

（広告の方法）

第十条 条例第十四条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による広告（以下この条において「広告」という。）は、第一号に掲げる方法のうちいずれか一つの方法及び第二号に掲げる方法のうちいずれか一つの方法により、行うものとする。

- 一 掲示による方法
  - イ 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
  - ロ 関係市町村の庁舎における掲示
  - ハ イ及びロに掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 二 掲示による方法以外の方法

イ 関係住民への書面の配布

ロ 関係住民が属する自治会等への通知又は当該自治会等における回覧

八 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は当該新聞紙の折込広告  
二 イから八までに掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 前項第一号に掲げる方法による広告は、条例第十五条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する縦覧の期間中、継続して行うものとする。

3 広告には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 計画地並びに産業廃棄物処理施設等の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類
- 三 事業計画書の写しの縦覧の場所、縦覧の期間及び縦覧の時間
- 四 説明会の開催日時及び場所
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（縦覧の方法等）

第十一条 条例第十五条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 周知地域内の集会所等の公共の場所
- 二 関係市町村の庁舎
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める場所
- 2 条例第十五条第二項の規則で定める事項は、事業者の問い合わせ及び次に掲げる事項とする。

一 条例第十五条第二項第一号に規定する事業者にあつては、生活環境影響調査を行う方法について意見書の提出があつたときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果について周知を行うこと及び生活環境影響調査を実施したときはその結果について周知を行うこと。

- 二 条例第十五条第二項第二号に規定する事業者にあつては、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）又は岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に基づく環境影響評価を実施すること及び当該評価を実施したときはその結果について周知を行うこと。
- 三 条例第十五条第三号及び第四号に規定する事業者にあつては、事業計画に

ついで意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。  
四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第二十二條において準用する条例第十五條第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業者の問い合わせ先
- 二 事業計画について意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。

(説明会の開催方法等)

第十二條 条例第十六條第一項(条例第二十二條において準用する場合を含む。)の説明会(以下「説明会」という。)は、説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催するものとする。

2 事業者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるものとする。

3 次の各号に掲げる事業者は、条例第十六條第一項の説明会に参加した者に対し、当該各号に定める事項を口頭又は書面の配布により周知するものとする。

- 一 条例第七條第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者を除く。)(生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること、当該意見書の提出があつたときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果について周知を行うこと及び生活環境影響調査を実施したときはその結果について周知を行うこと。
- 二 条例第七條第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者に限る。)(環境影響評価法又は岐阜県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施すること及び当該評価を実施したときはその結果について周知を行うこと。
- 三 条例第七條第二項第二号の規定により事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者(事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。

四 前三号に掲げる事業者以外の事業者(事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること)

ること及び当該意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。

4 事業者は、条例第二十二條において準用する条例第十六條第一項の説明会に参加した者に対し、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うことを口頭又は書面の配布により周知するものとする。

(実施状況報告書)

第十三條 条例第十八條(条例第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による報告は、別記様式第六号に次に掲げる書面及び図面を添付して行うものとする。

- 一 広告に用いた書面又はその写し
- 二 説明会で配布した書類及び図面
- 三 説明会において交わされた質問及び回答の要旨

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面及び図面(生活環境影響調査を行う方法についての意見書の提出)

第十四條 条例第十九條第一項の規定による意見書の提出は、別記様式第七号により行うものとする。

(生活環境影響調査の方法に関する検討結果の周知等)

第十五條 条例第二十二條の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により十四日以上の期間行うものとする。

- 一 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
  - 二 関係市町村の庁舎における掲示
  - 三 前三号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 2 条例第二十二條第二項の規定による届出は、別記様式第八号により行うものとする。
- (意見書の提出)

第十六條 条例第二十三條第一項の規定による意見書の提出は、別記様式第九号により行うものとする。

(見解書の提出等)

第十七條 条例第二十四條第一項(条例第二十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による見解書の提出は、別記様式第十号により行うものとする。

2 条例第二十四條第三項(条例第二十五條第一項において準用する場合を含む。)の

規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により十四日以上の間行つものとする。

- 一 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
- 二 関係市町村の庁舎における掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(事業者の見解に対する意見書の提出)

第十八条 条例第二十五条第一項において準用する条例第二十三条第一項の規定による意見書の提出は、別記様式第十一号により行つものとする。

(合意の形成の判断に係る周知)

第十九条 条例第二十六条第一項(条例第二十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、次の方法により十四日間行つものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する振興局での掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(異議の申立書の提出等)

第二十条 条例第二十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立ては、別記様式第十二号により行つものとする。

2 条例第二十七条第四項の規定による周知は、次の方法により十四日間行つものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する振興局での掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(意見の調整の申出書等)

第二十一条 条例第二十八条第一項の規定による意見の調整の申出は、別記様式第十三号により行つものとする。

2 条例第二十八条第三項、第四項又は第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、次の方法により十四日間行つものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する振興局での掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

3 条例第二十八条第六項の規定による意見の調整への参加の申出は、別記様式第十四

号により行つものとする。

(終了に係る周知)

第二十二条 条例第二十九条の規定による周知は、次の方法により十四日間行つものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する振興局での掲示
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(進捗状況等の公表)

第二十三条 条例第三十七条の規定による手続の進捗状況等についての公表は、次に掲げる手続が行われた場合に行つものとする。

- 一 条例第七条第一項の規定による事業計画書の提出
- 二 条例第九条第一項の規定による事業計画の変更の届出
- 三 条例第十条第一項の規定による事業計画の廃止の届出
- 四 条例第十一条第一項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による周知計画書の提出
- 五 条例第十三条第一項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による周知計画の変更の届出

六 条例第十八条(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による実施状況の報告

- 七 条例第十九条第一項の規定による意見書の提出
- 八 条例第二十条第二項の規定による検討結果の届出
- 九 条例第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出
- 十 条例第二十三条第一項(条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の提出

十一 条例第二十四条第一項(条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による見解書の提出

十二 条例第二十五条第二項の規定による周知を終了した旨の報告

十三 条例第二十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立て

十四 条例第二十八条第一項の規定による意見の調整の申出

十五 条例第二十八条第五項の規定による意見の調整の委員会への付託

十六 条例第二十八条第六項の規定による意見の調整への参加の申出  
 十七 条例第二十八条第九項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による報告

十八 条例第三十三条第一項の規定による会議の招集

十九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める手続

2 前項の規定による公表は、県が開設するインターネットのホームページへの掲載により行うものとする。

（勧告に従わない場合の公表の方法）

第二十四条 条例第三十八条第二項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。

一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載

二 計画地を所管する振興局での掲示

三 報道機関に対する公表事項の提供

四 前三号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

（適用除外）

第二十五条 条例第四十一条第二号イに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であつて処理能力が十パーセント以上変更されないもの

二 施設の位置の変更でないもの又は当該変更であつて生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

三 施設の構造及び設備の変更でないもの又は当該変更であつて排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に掲げる事項の変更でないもの又は当該変更であつて排ガス又は排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。以下同じ。）又は量の増大に係る変更でないもの

五 施設の維持管理に関する計画に係る事項の変更でないもの又は当該変更であつて、排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減せられることとなるもの若しくは排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更によって測定

頻度が高くなるもののみを行う場合であるもの

2 条例第四十一条第二号ロに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であつて処理能力が十パーセント以上変更されないもの

二 施設の位置の変更でないもの又は当該変更であつて生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

三 施設の構造及び設備の変更でないもの又は当該変更であつて排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に掲げる事項の変更でないもの又は当該変更であつて排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更でないもの

五 施設の維持管理に関する計画に係る事項の変更でないもの又は当該変更であつて、排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減せられることとなるもの若しくは排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更によって測定頻度が高くなるもののみを行う場合であるもの

3 条例第四十一条第二号ハに規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 県内（岐阜市の区域を除く。）の建設工事現場で使用されるものであつて次のイからハのいずれにも該当するもの

イ 当該建設工事で発生した産業廃棄物のみを処理するもの

ロ 事業者の事業場内では使用されないもの

ハ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

二 県内（岐阜市の区域を除く。）の事業場（前号に該当するものを除く。）で使用されるものであつて次のイからニのいずれにも該当するもの

イ 当該事業場で発生した産業廃棄物のみを処理するものであつて相当期間固定状態とならないもの

ロ 事業者の事業場内では使用されないもの

- ハ 特別管理産業廃棄物の処理を行わないもの
- ニ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることが明らかでないもの

(書類の提出)

第二十六条 条例又はこの規則の規定により知事に提出するおそれがある書類及び知事を経由して事業者に提出するおそれがある書類は、市町村を所管する環境衛生長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）を経由して提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。
- (経過措置)

- 2 条例附則第二項の規則で定める手続は、岐阜県産業廃棄物の類正処理に関する措置要綱（平成十年岐阜県告示第十四号）による手続とする。

別記  
様式第1号（第5条関係）

事業計画書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画を定めたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり提出します。

産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等を必要とする理由	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設等の処理能力	
最終処分場以外の施設	$m^3$ / 日 ( ) 時間 $t$ / 日 ( ) 時間 $m^3$ / 時間 $t$ / 時間
最終処分場	面 積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画	

産業廃棄物処理施設等の位置	
産業廃棄物処理施設等の処理方式	
産業廃棄物処理施設等の構造及び設備	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)) を含む。)	
設計計算上達成することができず排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項	
産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画	
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
その他産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項	
災害防止のための計画 (最終処分場の場合)	
産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
火災の発生の防止に関する事項	
その他、最終処分場に係る災害の防止に関する事項	

埋立処分の計画 (最終処分場の場合)	
産業廃棄物の処理に伴い生ずる産業廃棄物の処分方法	
焼却灰等の処分方法 (令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合)	
汚泥等の処分方法 (令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合)	
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法 (令第7条第11号の2に掲げる施設の場合)	
産業廃棄物の中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法 (小規模産業廃棄物処理施設の場合)	
産業廃棄物処理施設等に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	
着工予定年月日及び使用開始予定年月日	着工予定 年 月 日 使用開始予定 年 月 日
周辺地域の生活環境の保全のための措置	
その他知事が必要と認める事項	
記入上の留意事項	1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

- 2 産業廃棄物処理施設等の変更に係るものであって記載事項について当該変更前後の内容が異なる場合は、その内容を明らかにすること。
- 3 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線（/）を引くこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに、別記様式第 2 号（事業計画変更届出書）により届け出ること。

連絡先	担当者職名・氏名
	TEL
	FAX

様式第 2 号（第 6 条関係）

事業計画変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号  
住 所  
氏 名  
⑩  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで提出した事業計画書を変更したいので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
変更に係る事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	
備考	

記入上の留意事項

- 1 変更に係る書類及び図面を添付すること。
- 2 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 備考欄には変更の履歴を記載すること。

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL	
	FAX	

様式第3号 (第7条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ①

年 月 日付けで提出した事業計画を廃止したので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業計画	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設等の処理能力	
事業計画の廃止を決定した日	年 月 日
事業計画を廃止した理由	

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL	
	FAX	

様式第 4 号 (第 8 条関係)

周 知 計 画 書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

㊞

年 月 日付けで提出した事業計画書に係る周知計画を定めたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

事業計画	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設等の処理能力	
周知地域及び関係住民に関する事項	
事業計画の周知を行う地域	
事業計画の周知の対象となる関係住民	
広告に関する事項	

広告の方法 (第10条第1項第1号関係)		
広告の場所		
広告の対象地域		
広告の対象となる関係住民		
広告の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
広告の方法 (第10条第1項第2号関係)		
広告の対象地域		
広告の対象となる関係住民		
広告の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
縦覧に関する事項		
縦覧の場所		
縦覧の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
縦覧の時間	時 分 ~ 時 分	
説明会に関する事項		
説明会の開催日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
説明会の場所及び収容人員		
説明会の対象となる関係住民		
説明会で配布を予定する書類及び図面等		
生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果の周知に関する事項		
周知の方法		
周知の場所		
周知の期間及び時間	年 月 日 ~ 年 月 日 時 分 ~ 時 分	
その他		
見解の周知に関する事項		

  

周知の方法		
周知の場所		
周知の期間及び時間	年 月 日 ~ 年 月 日 時 分 ~ 時 分	
その他		

記入上の留意事項

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線 (/) を引くこと。
- 「検討結果の周知に関する事項」及び「見解の周知に関する事項」については、その実施方法に応じて必要な事項を「その他」の欄に記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに、様式第5号(周知計画変更届出書)により届け出ること。

連絡先	
担当者職名・氏名	
TEL	
FAX	

様式第5号(第9条関係)

周知計画変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付で提出した周知計画書を変更したいので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
変更に係る事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

記入上の留意事項

- 1 変更に係る書類及び図面を添付すること。
- 2 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名
	TEL
	FAX

岐阜県知事 様  
郵便番号  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日

実 施 状 況 報 告 書

様式第 6 号 (第13条関係)

年 月 日付けで提出した周知計画書に基づき事業計画の周知を終了したので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第18条の規定により、次のとおり報告します。

事業計画	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設等の処理能力	
広告に関する事項	
広告の実施方法 (第10条第1項第1号関係)	
広告の実施場所	
広告の対象地域	
広告の対象とした関係住民	
広告の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

広告の実施方法 (第10条第1項第2号関係)	
広告の対象地域	
広告の対象とした関係住民	
広告の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
縦覧に関する事項	
縦覧の実施場所	
縦覧の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
縦覧の時間	時 分 ~ 時 分
説明会に関する事項	
説明会の実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
説明会の場所及び参加者数	
説明会の対象とした関係住民	
説明会で配布した書類及び図面等	
説明を行った者の役職及び氏名	

記入上の留意事項

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線 ( / ) を引くこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

担当者職名・氏名	
連絡先	TEL
	FAX

様式第7号 (第14条関係)

生活環境影響調査を行う方法に係る意見書

年 月 日

事業者

様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

⑤

電話番号

生活環境影響調査を行う方法について意見を有するので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり提出します。

意見の対象とする事業計画

事業者の氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物処理施設等の設置等の場所

産業廃棄物処理施設等の種類

- 1 計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者
- 2 周知地域内に居住する者
- 3 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人
- 4 周知地域内において農業を営む者
- 5 周知地域内において林業を営む者
- 6 周知地域内の水域の管理者
- 7 周知地域内の水域の水利権者
- 8 周知地域内の水域において漁業を営む者
- 9 周知地域内の水域の漁業権者

- 10 2に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者
- 11 周知地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者 (1から10に該当する者を除く。)
- 12 その他の者

周辺地域の生活環境の保全上の見地からの意見

記入上の留意事項

- 1 「意見書の提出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を で囲むこと。
- 2 意見 (生活環境影響調査を行う方法に係るものに限る。) は、その理由を含めて明瞭に記載すること。
- 3 意見の記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 意見書に記載された内容は、そのまま事業者に送付されること。
- 7 住所又は氏名が記載されていないもの、自署又は押印がないもの、期限を過ぎて提出されたもの等意見書の要件を満たさないものについては事業者に送付されないこと。
- 8 法人でない自治会等の団体が意見書を提出する場合は、その名称とともに代表者の住所、氏名、電話番号を記載すること。

様式第 8 号 (第15条関係)

生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

㊦

生活環境影響調査方法書 ( 年 月 日付けで提出した事業計画書に添付 ) について、 年 月 日付けで送付のあった意見書に記載された意見に基づき検討を加えたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業計画		検討結果
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所		
産業廃棄物処理施設等の種類		
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設等の処理能力		
意見の内容		検討結果
1		
2		
検討結果		

果に関する事項

3	
4	
5	
6	

記入上の留意事項

- 1 「意見の内容」の欄は、意見の要旨とすることができ、
- 2 必要に応じて検討結果を説明する書類及び図面を添付すること。
- 3 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先		担当者職名・氏名
TEL		
FAX		

様式第 9 号 (第 16 条関係)

意 見 書

年 月 日

事業者

様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

⑩

電話番号

事業計画について意見を有するので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

意見の対象とする事業計画

事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	

1	計画地の敷地境界から 10m 以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者
2	周知地域内に居住する者
3	周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人
4	周知地域内において農業を営む者
5	周知地域内において林業を営む者
6	周知地域内の水域の管理者
7	周知地域内の水域の水利権者
8	周知地域内の水域において漁業を営む者
9	周知地域内の水域の漁業権者
10	2 に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者

11 周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者 (1 から 10 に該当する者を除く。)

12 その他の者

周辺地域の生活環境の保全上の見地からの意見

記入上の留意事項

- 「意見書の提出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を で囲むこと。
- 意見は、その理由を含めて明瞭に記載すること。
- 意見の記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 意見書に記載された内容は、そのまま事業者に送付されること。
- 住所又は氏名が記載されていないもの、自署又は押印がないもの、期限を過ぎて提出されたもの等意見書の要件を満たさないものについては事業者に送付されないこと。
- 法人でない自治会等の団体が意見書を提出する場合は、その名称とともに代表者の住所、氏名、電話番号を記載すること。

様式第10号 (第17条関係)

見 解 書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

年 月 日付けで送付のあった意見書に記載された意見に対する見解を取りまとめたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業計画	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	
意見の内容	意見に対する見解
1	
2	
3	
見解に関	

する事項

4	
5	
6	

記入上の留意事項

- 1 「意見の内容」の欄は、意見の要旨とすることができる。
- 2 見解を補足するため必要な資料を添付すること。
- 3 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

担当者職名・氏名

連絡先 TEL

FAX

様式第11号 (第18条関係)

事業者の見解に対する意見書

年 月 日

事業者 様  
 郵便番号  
 住 所  
 氏 名  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

見解について意見を有するので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり提出します。

意見の対象とする事業計画	
事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	

  

1	計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者
2	周知地域内に居住する者
3	周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人
4	周知地域内において農業を営む者
5	周知地域内において林業を営む者
6	周知地域内の水域の管理者
7	周知地域内の水域の水利権者
8	周知地域内の水域において漁業を営む者
9	周知地域内の水域の漁業権者
10	2に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者

11 周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者 (1から10に該当する者を除く。)  
 12 その他の者

意見の対象とする見解

周辺地域の生活環境の保全上の見地からの意見

記入上の留意事項

- 「意見書の提出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を で囲むこと。
- 意見 (事業者の見解に係るものに限る。) は、その理由を含めて明瞭に記載すること。
- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 意見書に記載された内容は、そのまま事業者に送付されること。
- 住所又は氏名が記載されていないもの、自署又は押印がないもの、期限を過ぎて提出されたもの等意見書の要件を満たさないものについては事業者に送付されないこと。
- 法人でない自治会等の団体が意見書を提出する場合は、その名称とともに代表者の住所、氏名、電話番号を記載すること。

様式第12号 (第20条関係)

異 議 の 申 立 書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付付けで 通知のあった 周知が開始された 合意の形成の判断の結果に不服があるため、

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第27条第1項の規定により、次のとおり異議を申し立てます。

事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
異議を申し立てる合意の形成の判断結果	
上記判断の結果の通知があった日又は判断の結果を知った日	年 月 日
1 事業者 2 計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者 3 周知地域内に居住する者 4 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人 5 周知地域内において農業を営む者	

- 6 周知地域内において林業を営む者
- 7 周知地域内の水域の管理者
- 8 周知地域内の水域の水利権者
- 9 周知地域内の水域において漁業を営む者
- 10 周知地域内の水域の漁業権者
- 11 3に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者
- 12 周知地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者(2から11に該当する者を除く。)

申立てにより求める判断

申立ての理由

記入上の留意事項

- 1 「申立者の区分」の欄は、該当する区分の数字を で囲むこと。
- 2 申立ての理由は、明瞭に記載すること。
- 3 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第13号 (第21条関係)

意 見 調 整 申 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

④

電話番号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり意見の調整を申し出ます。

申出者の区分	1 事業者	2 関係住民
意見の調整に係る事業計画		
事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所		
産業廃棄物処理施設等の種類		
意見の調整の相手方	住 所	住 所
	氏 名	氏 名
	(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
意見の調整の目的となる事項		

意見の調整の理由	
経過の概要	

記入上の留意事項

- 1 「申出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を で囲むこと。
- 2 意見の調整の目的となる事項及び意見の調整の理由は明瞭に記載すること。
- 3 経過の概要は、申出者と意見の調整の相手方との間で行われた協議等（この条例に規定する手続に限らない。）の経過について、時系列に記載すること。
- 4 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第14号 (第21条関係)

意見調整参加申出書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

意見の調整の結果に関し意見を有するので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第28条第6項の規定により、次のとおり意見の調整への参加を申し出ます。

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者 |
| 2  | 周知地域内に居住する者  |
| 3  | 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人                         |
| 4  | 周知地域内において農業を営む者                                    |
| 5  | 周知地域内において林業を営む者                                    |
| 6  | 周知地域内の水域の管理者                                       |
| 7  | 周知地域内の水域の水利権者                                      |
| 8  | 周知地域内の水域において漁業を営む者                                 |
| 9  | 周知地域内の水域の漁業権者                                      |
| 10 | 2に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者                        |
| 11 | 周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者 (1から10に該当する者を除く。)      |

意見の調整に係る事業計画

事業者の氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物処理施設等の設置等の場所

産業廃棄物処理施設等の種類

意見の調整の結果となる事項

生活環境の保全上の見地からの意見

記入上の留意事項

- 「参加申出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を で囲むこと。
- 意見は、その理由を含めて明瞭に記載すること。
- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

平成二十一年十月三十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社